

兵庫県糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定書

一般社団法人兵庫県医師会（以下「甲」という。）、兵庫県糖尿病対策推進会議（以下、「乙」という。）及び兵庫県（以下「丙」という。）は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組を県内に広げていくため、以下のとおり「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組について、甲、乙及び丙それぞれの役割、連携・協力の内容などを定め、地域における取組の促進を図ることを目的とする。

（プログラムの策定）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれの専門的知識を活かしながら、連携・協力し、「兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下「プログラム」という。）を定めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、プログラムに基づく取組の状況を踏まえ、必要に応じてプログラムを見直すものとする。

（役割及び連携・協力）

第3条 前条により策定するプログラムに基づき、地域における取組を推進するため、甲、乙及び丙は次の各号の取組を進めるものとする。

- 一 甲は、プログラムを都市医師会に周知し、かかりつけ医と保険者等との連携の強化など、取組の円滑な実施に向けた連携体制の構築に協力するものとする。
- 二 乙は、プログラムを構成団体へ周知し、県民や患者への啓発、医療従事者への研修に努めるとともに、地域医療体制の構築に協力するものとする。
- 三 丙は、市町における事業実施状況をフォローするとともに、市町における円滑な事業実施を支援する観点から、県医師会や糖尿病対策推進会議等と県内の取組状況を共有し、課題、対応策等について議論する。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙で協議し、その内容を決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、これを締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月23日

甲 神戸市中央区磯上通6丁目1番11号

一般社団法人兵庫県医師会会長

空地 領一



乙 神戸市中央区磯上通6丁目1番11号

兵庫県糖尿病対策推進会議会長

空地 領一



丙 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事

井ノ敏

